

○業務改善の日の設定と提案制度の活用について

〔平成26年2月6日務乙達第8号
石川県警察本部長から所属長あて〕

対号 平成24年9月6日付け務甲達第65号「石川県警察提案制度実施要領の制定について（通達）」

年々複雑化、多様化する警察事象に的確に対応していくためには、適正な業務運営の確保を図りつつ、様々な視点から業務の合理化・効率化を不断に行い、限られた組織資源を効率的かつ効果的に活用することが必要不可欠である。

そのためには、職員がそれぞれの立場で業務の合理化・効率化を一層推進する必要があることから、下記のとおり業務改善の日を設定するとともに対号に基づく提案制度の更なる活性化を図ることとしたので、全職員による実効ある取組が推進されるよう特段の配慮をされたい。

記

1 職員に対する意識付けの推進

業務の合理化・効率化の目的は、第一線警察が積極的に「県民のため」の活動にまい進できる環境を整え、限られた人員で最大の効果を挙げることを機会あるごとに所属職員へ周知し、業務の合理化・効率化に取り組む意識付けを推進すること。

2 業務改善の日について

毎月11日を「業務改善の日（いい仕事の日）」とする。

「業務改善の日（いい仕事の日）」には、係単位、業務適正化グループ及び若手職員を中心としたグループ等で業務の推進方法等に関する打ち合わせを奨励するなど、所属の実情に応じて日頃の業務を改めて見直す機会を定期的に設け、業務の合理化・効率化を推進すること。

3 業務の合理化・効率化事例の組織的共有

業務の合理化・効率化事例を組織的に共有するため、所属における取組事例の把握に努め、効果的な取組については対号で定める「ときメキ・メール」に投稿すること。

なお、本部内所属にあつては、警察署からの申報等により効果的な事例を把握した場合で、当該事例が「ときメキ・メール」に掲載されていない場合は、実施所属に対して投稿を働きかけること。

4 適正な評価及び賞揚の実施

所属長は、他の模範となる取組を行った者について、人事評価等に適正に反映させるとともに、積極的に表彰を行うなど、業務の合理化・効率化を推進する気風の醸成に努めること。

5 留意事項

(1) 決裁や点検等のチェック業務に係る業務の合理化・効率化

決裁や点検等のチェック業務に係る業務の合理化・効率化については、単にチェック機能を緩めるのではなく、業務効率を阻害しない、実行可能なルールを設定して、それを確実に遵守させることが基本であることに留意すること。

(2) ひらメキ・メールへの提案

業務の合理化・効率化を推進する上で、所属単位での取組や担当者間の協議を行っても実現が難しく、組織として検討する必要があるものについては、積極的に対号で定める「ひらメキ・メール」に提案すること。